

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行

梅雨の使者 モリアオガエル



梅雨の頃になると、ココツ、ココココ、ココココと鳴きながら、どこからともなく現われてくるモリアオガエル。今年もモリアオガエルのすみついている庭には、その美しい姿を見ることができると思われます。

このカエルは日本にだけ住んでいるカエルで、もともとは山地の木の上でくらし、指先の大きな吸盤で吸いつきながら木から木へ移動します。それにジャンプの名人で数メートル離れた木の枝にも飛び移ることができます。背中の色が緑色で周囲の木の葉や竹の色と同色なので、なかなか見つかりません。

西川町にも割合に多くの部落にすみついており、カエルのすみにくいと思われている市街地にも、住みついていることは、まだまだ西川町の市街にも自然が多く残っている証拠かもしれません。大切に行きたいと思えます。

モリアオガエルは、岩手県や福島県では天然記念物として保護されております。

写真は、西川町二番町山崎清民宅の中庭にすみついて、例年、梅雨の頃から緑色の美しい姿をみせながら、歯切れのよい鳴き声を聞かせるモリアオガエル。

町議会第2回定例会報告

町議会第2回定例会は、6月6日招集され、会期3日間で、会期を1日余して、議長から任期満了に当たって、西川町の発展と1万1千町民のご多幸をお祈りするという開会のあいさつがあり、6月8日閉会しました。

会議のあらましは次のとおりです。

月日	曜日	議案	出席議員
6・6	土	<ul style="list-style-type: none"> 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第29号～議案第39号(町長提出)11案一括上程、提案理由説明 	19名
7	日	休会	
8	月	<ul style="list-style-type: none"> 町長提出議案(11案)及び議員提出の「昭和56年産生産者米価等に関する意見書」の審議 開会 	21名

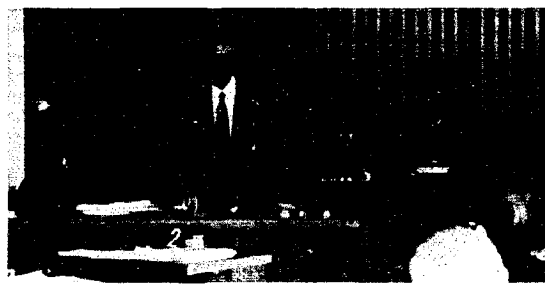
本定例会で議決された議案は次のとおりです。
町長提出議案

件名	審議結果
町長専決処分について(西川町税条例の一部改正)	承認
町長専決処分について(昭和55年度西川町一般会計補正予算(第10号))	承認
新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	原案可決
新潟県町村職員退職手当組合規約の変更について	承認

西川町職員の勤務時間に関する条例及び西川町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
西川町議会議員及び西川町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について	承認
西川町ガス供給条例の一部改正について	承認
昭和56年度西川町一般会計補正予算(第1号)	修正可決
昭和56年度西川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
契約の締結について	承認
西川町国民健康保険税条例の一部改正について	承認

議員提出議案

件名	審議結果
昭和56年産生産者米価等に関する意見書	原案可決



第三十回「社会を明るくする運動」が七月一日から一カ月間、法務省の主催で全国で行われます。この運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について国民すべてが力を合わせ、明るい社会を築くことを目的としています。この運動は、昭和二十四年に、「犯罪者予防更生法」が施行されたとき、東京・銀座の商店連合会がこの法律の趣旨に共鳴して、保護少年の援護のための少年サマーキャンプや街頭宣伝を行ったのをきっかけに、その後、運動の輪が次第に広がり、今日まで全国各地で地道に続けられてきました。最近の少年非行は増加の一途をたどり、学校内や家庭内暴力など非行の低年齢化が進んでいます。とくに夏休みは、学校生活から



防ごう非行 助けよう立ち直り

「社会を明るくする運動」始まる

解放されて、非行への芽生えが始まる季節です。警察庁の調査によると、十四歳から十六歳の年齢層が少年非行の実に六割を占めています。なかでも女子の非行が急増しており、増加率では男子のほぼ二倍という高い数字を示しているのです。そこで今年の運動の重点目標は「住民の連帯による青少年の非行防止と更生の援助」に置かれました。犯罪予防や罪を犯した人の更生には、地域社会の温かい協力が欠かせません。PTAや青年団などの地域の人びとを主体にした活動を組織的に、犯罪のない明るい社会をみんなの力で築きましょう。

家庭で交通事故を起さない誓いをしましょう

(七月十日は交通安全家庭の日です)

昨年一年間に県内で交通事故によって死亡した人は二百二十一人、ケガをした人は九千三百三十三人もおりました。事故を起こしたり被害にあった家族の悲惨さは言葉では言い表わせない程です。交通安全の原点は家庭であります。各家庭ではとりわけ次のことに注意し、家族が事故を起こさない、また事故の被害にあわない誓いをしましょう。

交通安全を家庭の話題に

新聞、テレビ、ラジオのニュースや近所の事故事例をとりあげ、食事時などのだんらんの機会に話題にしましょう。

子どもの事故防止はお母さんが主役

子どもの交通事故は学校や保育所等からの帰宅後、遊びなどの時間帯にほとんど起きています。学校や保育所等で指導された正しい交通のルールは、お母さんの

しつけにより、子どもの習慣となるものです。

子どもの外出時などあらゆる機会を利用して、お母さんが正しい交通ルールの実践を、手本として示し指導をしましょう。

子どもの遊びやお年寄りの外出に関心を

子どもの事故は、親のチョット目を離したときに起こっています。また、お年寄りが外出する時には、外出先を確かめ、具体的な注意をしてやりましょう。

飲酒運転の防止は妻の力で

家庭、地域ぐるみの活動にもかかわらず飲酒運転による大きな事故が後を断ちません。道路交通法改正により酒酔い運転は一回で運転免許取消しですが、主人が酒酔い運転で免許を取消されたことよって家業閉店に追い込まれた例もあります。家族の人が車を出かけるときは一言「お酒を飲んだら車を運転しないように」といって送り出しましょう。

市町村交通安全

スリーマンズ

七月から三カ月間

七月一日

九月三十日

県内全市町村で、各種交通安全対策を推進し、県民の交通安全意識高揚と交通事故防止を図ることを目的に交通弱者の事故防止や無謀運転防止等を重点として実施されます。

交通安全宣言 県記念県民総ぐるみ運動

七月十日は新潟県が昭和三十七年に交通安全宣言を行ってから十九回目となりますが、本年は七月二十四日に交通安全宣言県記念県民総ぐるみ運動を実施します。全県民が「交通ルールを正しく実践することをお互いに認識しあい」輪禍の犠牲となった人々のご冥福を祈り、交通事故のない明るい新潟県を築くために県民が一体となって交通安全を推進しましょう。

梅雨どきの交通安全事故防止活動

六月十五日

七月十四日

交通取締りの強化

交通三悪(飲酒運転(自転車酒酔いを含む)、速度違反、一



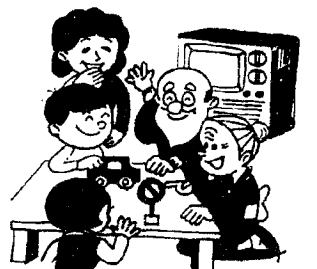
自転車のがさし運転禁止

時不停止など
○ 自転車…かさし運転の禁止
一時停止の励行、正しい右折
○ 歩行者…正しい横断

こんなしつけを大切にしていますか

- 一日の生活のリズムを守らせていますか。(起床・就寝・学習時間など)
- 家の中での日常のあいさつをしっかりとさせていますか。(「おはよう」「行ってきます」「ただいま」「おやすみ」など)
- 外出の時、行き先、目的、同行者を連絡させていますか。
- こづかいの与え方、使い方にも注意をはらい、子どもの欲しがるものをなんでも買いつけようにはしていませんか。
- 他人のものと自分のものとの区別をつけさせていますか。
- 悪いことをしたときは、小さなことでも見逃さず言っておかしますか。
- 子どもの言い分もよく聞き、親の気分でしかないようにしていませんか。
- 自分中心でなく、他人の気持ちや立場を考える子どもに育てていますか。
- 学校や社会のきまりを守らせていますか。
- 家事の役割を分担させていますか。
- できるだけ家族がいっしょに食事をしたり話し合いをしていますか。

西川町公民館
西川町青少年問題協議会



地方税法の一部を改正する法律
改正が行われ、昭和五十六年度の町税が次のようになりましました。

○個人住民税
昭和五十六年度限りの措置として所得の金額が本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に二十万七千円を乗じて得た金額以下の者について、住民税所得割を非課税とする措置が新設されました。

なお、これに伴い所要の所得割の調整措置が講ぜられることになりました。

○個人住民税の均等割のみを課すべき者に係る均等割の非課税基準の基礎となる金額が十八万四千円(改正前十七万六千円)に引き上げられました。

○年齢七十才以上の老人配偶者に係る控除額が二十三万円(改正前二十二万円)に引き上げられました。

○法人住民税
所得税の法人税率の引き上げに伴い、住民税法人税割の税率を百分の十二・三(改正前百分の十二・一)に引き上げられました。(昭和五十六年八月一日施行)

○法人均等割の税率適用区分を資

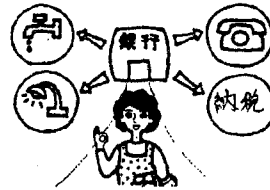
昭和五十六年度の町税の改正点

○固定資産税
新築住宅に係る減額措置の床面積を四十平方メートル以上百六十五平方メートル(改正前百平方メートル以下)以下に改め、百平方メートルまでを減額対象とすることになりました。(昭和五十六年七月一日施行)

○軽自動車税
課税事務の簡素合理化を図るため、月割課税制度が廃止され、課税事務の簡素合理化を図るため、月割課税制度が廃止されました。

○国民健康保険税について
①国民健康保険税の課税限度額が二十四万円から二十六万円に引き上げられました。
②昭和五十六年度限りの措置として減額の基礎額を二十二万円から二十三万円に引き上げられました。

○その他の改正
右記のほかに、固定資産税の非課税措置の見直し、及び廃止、特別土地保有税の改正、脱税の場合の賦課権の除斥期間を五年から七年に延長する改正が行われました。以上改正の概要ですが、詳しく知りたい人は税務課へおたずねください。



ご利用ください 振替納税

六月十七日付けで納税通知書を送付しましたので、納期限までに忘れずに納めてください。

○口座振替をしている人の納税
納税通知書だけをお届けし、税金を納める際の納付書は、直接金融機関へ送付しましたので、税金はあなたの預金口座から納税されます。

今月は町・県民税の納期です

所得税は、前年の年税額(臨時所得を除く)を基礎として、五万円以上の場合、七月(第一期)と十一月(第二期)に予定納税をし、翌年三月確定申告で一年間の税額を精算することになります。

第一期分の納税額は、その人の前年分の所得税額の三分の一の額で六月中旬に税務署から通知をきしあげてありますが、詳しいことをお知りになりたい方は、近くの税務署におたずねください。

納期限は七月三十一日までです。お忘れにならないように早めに納税を済ませてください。

所得税の便利な納税方法として振替納税の制度があります。この制度を利用しますと、電気料や水道料などと同じように、金融機関の預金口座から自動的に納税することが出来ます。また、納税のための手数料と期日の心配などはお任せ下さい。

手続は簡単です。お近くの税務署又は預金先の金融機関にお申込みください。

忙しい商売の方などには特にオススメです。

口座振替でない人の納税

納税通知書と税金を納めるときは、納付書を併せてお届けいたしましたので、各納期ごとに納税通知書記載の金融機関へご自分で納税してください。

○町・県民税は、一月一日現在西川町に住所(一般的居所)を有していた者に課税されます。地方税法等の規定によって課税されない者や、税金の計算方法等については、納税通知書の裏面をご覧ください。

○国民健康保険税について
国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者を有する世帯の世帯主に課税されます。詳しいことは、納税通知書の裏面に記載してあります。

なお、納税通知書は、四月一日現在の被保険者について計算されてありますので、四月、五月の被保険者の異動については近日中に計算してお知らせいたします。

※昭和五十六年度分の国民健康保険税から、課税限度額が二十四万円から二十六万円に引き上げられることになりました。

ガス料金の改定

七月十日実施

原料ガスの値上がりのため、ガス事業会計の健全財政の維持が困難となり、販売ガス料金の改正を、東京通商産業局に認可申請の手続きをしておりますが、このほど内示がありましたので、改正料金の概要をお知らせします。

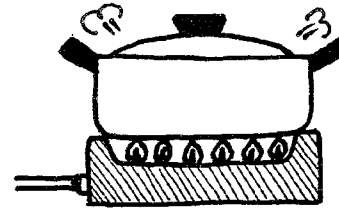
新しい料金は七月十日から実施され、八月納入分からになります。現行料金と新料金を比べてみますと、別表一別表二のとおりになります。

みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

本支管工事費の申込者負担額を軽減します。

みなさんからの申し込みによって本支管を布設する場合、または延長する場合、あるいは入れ替える場合の工事費の町が負担する額を別表三のとおり引き上げます。

本支管工事費が、この額より多いときに、その超えた額を申し込み者から納めてもらうのです。



早収料金表(新旧対照)

区分	区分別基準使用量	旧料金		新料金		改訂率
		区分別基準料金	単位料金(1㎡当たり)	区分別基準料金	単位料金(1㎡当たり)	
最初の5㎡まで		450円	—	540円	—	20.00%
5㎡をこえ25㎡まで	5	540円00銭	66円82銭	540円00銭	81円34銭	21.73
25㎡をこえ50㎡まで	25	1,786円40銭	65円26銭	2,166円80銭	79円78銭	22.25
50㎡をこえ100㎡まで	50	3,417円90銭	63円69銭	4,161円30銭	78円22銭	22.81
100㎡をこえ250㎡まで	100	6,602円40銭	62円12銭	8,072円30銭	76円64銭	23.37
250㎡をこえるもの	250	15,920円40銭	60円55銭	19,568円30銭	75円08銭	24.00

指定納期限をすぎますと、遅収料金として、早収料金の5パーセント割増した料金となります。

本支管工事費の町負担額

設置するガスメーター号数	ガスメーター1個につき町が負担する額	
	旧料金	新料金
3号以下	18,000円	21,000円
5号	30,000円	35,000円
7号	42,000円	49,000円
10号	60,000円	70,000円
15号	90,000円	105,000円
30号	180,000円	210,000円
50号	300,000円	350,000円
90号	540,000円	630,000円
120号	720,000円	840,000円
150号	900,000円	1,050,000円
200号	1,200,000円	1,400,000円

上記以外のガスメーターについては、1号につき7,000円の割合で計算した金額となります。

日中友好畜産 技術交流訪中記

学校町 小野島 茂



昭和五十六年五月二十四日から六月十日までの十八日間、私達四名の畜産技術者は、日中友好協会の依頼によって中華人民共和国のハルビン市近郊の人民公社へ畜産技術交流のため派遣されました。その概況の一部を報告します。今回訪中した私達四名は、いず



▲新発人民公社畜牧場
▼畜産技術者交流会

れも戦前数年間にかつて中国で生活していました。中国は面積が、日本の二十五倍、人口は九倍もあるのです、今回私達が訪れた所は、そのわずか一部分でしかありません。通過した都市は、北京、瀋陽、長春、ハルビン等でした。これらの都市や農村の状況は、古いものから新しいものへの建設の途中でした。都市も農村も至る所で道路建設が進み、住宅や公共施設、工場等が建設されていました。又、都市・農村は共に大部分の建物は戦前のそのまま、広告などはごくわずかでした。行きかう人々の服装は、男女共に様に紺水綿の国民服にズック靴で、兵隊、警察、鉄道員等はそれぞれ

制服でした。戦前に見られたその長い中国服姿は全く見当たりませんでした。女性のパーマは約半分ぐらまで普及し、ごく少数は化粧をして首飾りをつけ、中ヒールをはいた婦人も見られました。戦前のニンニク臭きは全くなく、朝夕のラッシュ時は、通勤の自転車と労働者を運ぶトラックで混雑していました。自動車は中国製と日本製が半々くらい見られ、原付バイクがようやく出はじめ、自転車の間を中国製や日本製のバイクがエンジン音をうならせて走りぬけていました。

デパートや商店には、テレビ・時計・自転車・その他日用品やせんい製品もたくさん出まわっていました。価格は大体日本と同じ位でしたが、彼等の給料は日本の十分の一位で大変低いの、なかなか手が出せない状態でした。これらの状況を総括すると、ちょうど日本の戦後、昭和二十五年〜二十六年頃とよく似ていました。日本に対する感情は良く、中国には土地と資源と労働力があるの、あとは日本の優れた技術を導入して国の建設を図りたいと、意気込んでいました。現在は、庶民の生活・経済ともに低い状態ですが、今後十年もすれば日本の昭和四十年代くらいになるのではないかと考えました。

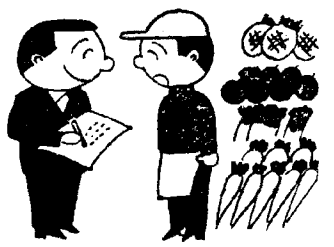
議会情報

月日	事項
五月三十一日	西川町民親善レクリエーション大会・西川中学校グラウンド(議長・高橋三、渡辺・込山・本間、池田各議員出席)
六月十日	西川町戦没者慰霊祭・福祉会館(議長出席)

事業所統計調査 にご協力を 工場も店舗も 会社も学校も

七月一日に、全国いっせいに「事業所統計調査」が行われます。事業所統計調査は、国勢調査と並ぶ国の最も基本的な統計調査で、工場、店舗、会社、学校のほか、官公庁、病院、国鉄の駅、旅館、組合などから神社、寺院にいたるまであらゆる種類の事業所をもれなく調べ、我が国の産業の見取り図を作るために行う重要な調査です。このため七月一日から十日ころにかけて次の調査員が各事業所に伺います。なお、調査したことから、統計を作るために用いられ、その他の目的、たとえば、徴税などの資料に使うことは絶対ありません。また調査員や調査関係者が他

事業所	統計調査員
高井 熊雄	郷郷地区(蟹、学校町、水道町を除く)
八木沢 英雄	鱒全域、学校町、水道町
鶴巻 繁	千隈町、朝日町、五番町
小池 亮一	二、三、四番町
中沢 恒	一番町、藤見町、大正通
工藤 健治	旗屋、松崎、六分
中野善右エ門	六、七番町
剣物 徳敏	八番町
加藤 幸男	九番町、東町、見帯、善光寺、桑山、新川
渡辺 重吉	升湯地区



老人クラブ



盆栽展開

去る六月九日十日十一日の三日間、老人いこいの家大広間に二百数十鉢が展示され、盛会に終わりました。また、八月に朝顔展、十一月に菊・紅葉展を開催し、生きがいと健康増進を目的としておりますが、年々クラブ員も増え盛会となっており、ますますと遠藤益哉部長は、はりきっております。

合理的なケチ、作線

クーラーの上手な使い方
省資源・省エネルギー
サマー・キャンペーン
(7月~8月)

①日陰で風通しのよいところに設置しましょう。

新潟県男子警察官 A(大学卒) 募集中

- 受付期間 6月10日(水)~7月8日(水)
- 第一次試験日 7月26日(日)

今年度の試験は次の2種類の試験が同時に行われますので、受験される方は、間違いないように、いずれか一方を受験してください。
1. 警察官 A(大学卒) 採用特別試験(以下「A特別試験」という。)は昭和56年10月の採用に対応するものです。
2. 警察官 A(大学卒) 採用試験(以下「A試験」という。)は昭和57年4月の採用に対応するものです。

この試験は、大学を卒業した者又は卒業見込みの者が対象となります。
○ 試験の区分・受験資格・採用予定人員

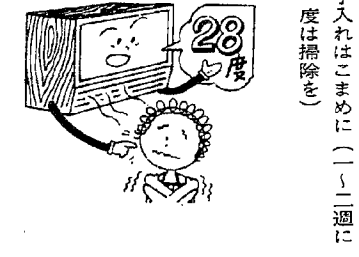
試験区分	受験資格	採用予定人員
A特別試験	昭和28年10月2日から昭和34年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は昭和56年9月30日までに卒業見込みの者	約30人
A試験	昭和29年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は昭和57年3月31日までに卒業見込みの者	約30人

○ 共同試験の実施(A試験のみ)
A試験は、新潟県の警察官のほかに、次の都県の警察官の採用試験をも同時に行うものです。

都県名	東京	埼玉	千葉	神奈川
採用予定人員	約10人	約3人	約2人	約2人

○ 受験手続
巻警察署又は最寄りの派出所、駐在所へお尋ねください。

精神衛生相談の お知らせ



とき 七月六日 午後一時より
ところ 西川荘(当日西川荘は休みですので、お気軽におでかけください) 相談医 佐濁荘 小串先生 個人の秘密は厳守いたします。
精神衛生とは、精神病にかかっていないことをいわずに、心の健康を保つことをいいます。精神が健康でなければ、家庭生活や社会生活を円満に営むことが

できません。身体の健康だけでなく、精神(心)の健康にも努めましょう。
次のような症状がありましたら、お気軽に相談においでください。
○子どもの場合
指しゃぶり、爪かみ、目をパチパチしたり首をふる、夜尿、尿の回数が多い、内気、無口、おちつきがない、わがまま、かんしゃく、どもり、乱暴、うそつき、めずみ、夜泣き、失神、ひきつけ、眠らな、登校拒否、家出、性的非行、習患おくれなど。

プラネタリウム 放映のお知らせ

○おとなの場合
いらいらする、疲れやすい、おちつかない、気分が沈む、意欲減退、死にたい、気分が明るくならない、不安や恐怖心が強い、頭が重い、浪費がせ、眠れない、食欲がない、乱暴、放浪など。
○お願い
時間の関係上、おいでになりました。プラネタリウムで勉強をし、お天気の夜にどの星が何星かをさがし合ってください。
○とき 七月十日
午後七時三十分
○ところ 福祉会館
○放映の内容
・夏の夜空
・天の川
・七夕物語
・ことの名入オルフェス物語
(西川町公民館)

